

愛媛地理学会会則

昭和 42 年 5 月 27 日制定、昭和 44 年 5 月 31 日一部改正、昭和 63 年 6 月 18 日一部改正

1. 本会は、愛媛地理学会と称す。
2. 本会の事務局は当分の間、松山市文京町愛媛大学法文学部地理学教室に置く。
3. 本会は次の目的をもって諸活動を行う。

「目的」

地理学研究の推進ならびに地理的知識の普及向上をはかる。あわせて、広く関連する文化・社会・自然諸科学系統の普及向上にもつとめる。

「活動」

- (1) 総会は毎年 1 回開催する。
 - (2) 研究会・講演会を臨時開催し、必要に応じて臨地研究活動を行う。
 - (3) 機関誌、会報等の発刊を行う。
4. 本会には、次の名誉会員と、同好者をもって組織する。
 - (1) 名誉会員：本学会発展に特に功績のあった会員で総会で推挙されたもの。
 - (2) 正会員：地理学研究者ならびにこれに準ずるもの。
 - (3) 学生会員：地理学関係学生で、正会員待遇とする。
 - (4) 準会員：地理学同好者。
 - (5) 賛助会員：本学会のため賛助会費を納入したもの。
 5. 本会には次の役員をおくことができる。
 - (1) 会長は 1 名。副会長・顧問は必要に応じて置くことができる。総務は会長を補佐する。
 - (2) 会務の執行にあたって、正会員の編集・会計・監査などの役務担当常任理事をおくことができる。学外正会員より副会長常任理事を選ぶことができる。
 - (3) 上記役員は総会で選手され、任期は 1 か年とする。ただし再任をさまたげない。
 6. 会費
 - (1) 当分の間正会員は年額 1,500 円（学生会員は 750 円）、準会員は参会の都度参加費を納入することとする。賛助会員会費は 1 口年額 3,000 円とする。
 7. 附則
本会則は昭和 42 年 5 月 27 日から施行する。会則は常任理事会に提案し、総会の議決をへて変更することができる。

『愛媛の地理』投稿規定（1986 年規定、2010 年 6 月改定、2015 年 6 月改定）

1. 投稿の原則

投稿者：愛媛地理学会会員に限る。連名による投稿の場合は筆頭著者が本会員であること。

原稿の内容：地理学および関連分野に関する未公刊のもの。

原稿の体制：原稿規定 2・3、および執筆要領に従うものとする。

2. 原稿の種類

論文：オリジナルな研究論文。学会などで十分討議されていることを原則とする。

研究ノート：研究の中間報告、地域調査の報告、研究ノートに対する討議など。

展望：既存の研究成果の検討、研究史、研究動向、将来への展望など。

フォーラム：地理学の研究・教育に関する情報・資料や提案、地理教育実践報告、紀行文など。

書評・紹介：原則として単行本の批評と紹介。

卒業論文要旨：地理学専攻学生または地理学を主として履修した学生の卒業論文の要旨。

報告：主として学会報告など。

3. 原稿の構成および長さ

原稿は原則として和文とし、表題、表題、和文要旨(400 字程度。論文、展望、研究ノート、フォーラムのみ)、本文(図表類を含む)、注、文献、欧文表題、欧文著者名より構成する。欧文による投稿の場合は事前に学会事務局に問いあわせること。

〈論文・展望〉：本文、図表類、和文要旨、注、文献、欧文要旨(1,000 語以内、著者の自由)などを含み刷り上がり 14 頁以内

(本誌 1 頁は、文字のみの場合約 2,000)。

〈研究ノート〉：構成は論文に準じ、長さは刷り上がり 5 頁以内。欧文表題と欧文著者名は必要。

〈書評・紹介〉：400 字詰め原稿用紙 10 枚以内。欧文著書を扱う場合は和文表題(意識で良い)をつける。

〈卒業論文・修士論文要旨〉：刷り上がり 2 頁以内。

論文、研究ノート、フォーラムの超過頁については著者が印刷経費を負担する。

4. 原稿のまとめ方

原稿はこの投稿規定および執筆要領に従って作成し、ただちに印刷しうる完全なものでなければならない。原稿は、表題、執筆者名、和文要旨、本文、注、文献の順にまとめる。

5. 投稿手続

論文、研究ノート、フォーラムの投稿にあたっては、編集委員会に申し出て、投稿規定の詳細および送付状を受け取ること。

送付状に必要事項を記入し、原稿および別にまとめた図、表、写真を編集委員会に送付する。受理された原稿は原則として返却しない。図、表、写真などの返却希望の場合、送付状にその旨を明記すること。

なお、投稿者は初校用にコピーを 1 部保管しておくこと。書評・紹介にあたっては、原稿を本学会編集委員会宛に送付する。

6. 原稿の校閲・改変・採否

投稿された原稿の校閲は、編集委員会から委嘱された閲読者(氏名は公表しない)によって行われ、その意見をもとに編集委員会が採否を決定する。また、編集委員会が必要と認めた場合、原稿内容の加除訂正を勧告する。なお、小部分の語句訂正などは、編集委員会が行うことがある。また、投稿規定、執筆要領から逸脱した原稿は、受け付けない。

7. 校 正

初稿は著者と編集委員会が行い、再校以後は編集委員会が行う。

8. 著 作 権

本誌に掲載された論文などの著作権は本学会に帰属する。

9. 抜 刷

論文、研究ノート、フォーラムについてのみ作成し、抜刷作成に関わる費用は全額を著者が負担する

(ただし投稿者が院生・学生の場合は、30 部まで学会負担)。